

お知らせ

！掲載情報は4月21日時点のもので、内容変更の場合がありますので、市庁や各問い合わせ先で最新情報をご確認ください。



毎月第2・4土曜日は休日開庁

一部の業務を行います。詳細は市庁をご覧ください。



5月9日(土)・23日(土)午前8時30分～午後0時30分

場市役所1階、まちづくりセンター(並木・小手指分館除く)、上下水道局庁舎
問経営企画課 ☎2998・9027、上下水道お客様センター ☎2921・1080

市税の納期限

6月1日(月)は軽自動車税、固定資産税・都市計画税(1期)の納期限です。期限内に納付してください。
問収税課 ☎2998・9073

重度心身障害児・者の医療費助成制度と対象者の拡大

申請が必要です。
次のいずれかに該当する方
▼身体障害者手帳1～3級 ▼療育手帳A、B ▼精神障害者保健福祉手帳1級 ▼一定の障害があり埼玉県後期高齢者医療広域連合の認定を受けた
◎65歳以上で新たに重度心身障害者となった方は、助成の対象外となります。
また、対象者の前年の所得を判定し、原則として366万1千円を超える場合は、その年の10月から翌年の9月まで助成が受けられません。

令和8年10月から対象者拡大

精神障害者保健福祉手帳の2級をお持ちの方で自立支援医療の認定を

受けている方も医療費助成制度の対象になります。6月に降に順次申請案内を送付します。
問障害福祉課 ☎2998・9116
☎2998・1147



勤労者向けリフォーム資金の低利貸付

勤労者の方を対象に、住宅補修資金を低利で貸し付けます。二世帯同居(補修後同居開始も含む)の場合、さらに低利で利用できます。
問産業振興課 ☎2998・9157



住宅耐震費用補助制度の拡大

在来軸組構法による木造戸建て住宅の耐震に関する費用の補助対象を、平成12年5月31日までに工事着手されたものに拡大しました。
◎予算額に達し次第、終了します。
問必要書類を住宅政策課に直接
☎2998・9216



重度心身障害福祉手当・障害児福祉手当・特別障害者手当

対象者	手当月額(新規認定の方)
▶身体障害者手帳1・2級 ▶療育手帳A・A ▶障害程度が障害児福祉手当の支給要件に該当 ▶精神障害者保健福祉手帳1級	9,000円
▶療育手帳B ▶精神障害者保健福祉手帳2級 ▶超重症心身障害児	5,000円

◎施設入所者、65歳以上で新たに重度心身障害者となった方は対象外です。特別障害者手当・障害児福祉手当の受給者、住民税が課税の方は支給停止です。

障害児福祉手当

次のいずれかに該当する19歳以下の方
▼身体障害者手帳1・2級の一部

▼療育手帳A相当 ▼精神障害者保健福祉手帳1級程度で常時介護が必要 ▼重度の内部障害や血液疾患で日常生活が極度に制限される状態
◎施設入所者、障害が支給事由の年金受給者は対象外です。
手当月額 16,560円(毎年改定)
問特別障害者手当

特別障害者手当
次のいずれかに該当し常時特別な介護が必要な20歳以上の方
▼身体障害者手帳1・2級と療育手帳A程度の障害を重複 ▼1つの障害であってもこれらと同程度の状態
◎施設入所者、3か月以上の継続入院者は対象外です。
手当月額 30,450円(毎年改定)
問共通事項 ▼申請が必要 ▼対象者・配偶者・扶養義務者に一定以上の所得がある場合は支給停止
問障害福祉課 ☎2998・9116
☎2998・1147

ひとり親家庭等医療費助成制度・児童扶養手当
ひとりの親家庭等医療費助成制度
次のいずれかに該当する児童とその児童を養育している父母など
▼父母が離婚 ▼父または母が死亡 ▼父または母に一定の障害がある ▼その他の理由で父または母がいない
◎高額療養費や付加給付金を除く保険診療分の自己負担金が対象です。
問児童扶養手当
次のいずれかに該当する児童を養育している父母など
▼父母が離婚 ▼父または母が死亡 ▼父または母に一定の障害がある ▼その他の理由で父または母がいない
手当月額 ▼児童が1人：48,050円(全部支給) または48,040円(一部支給) ▼児童が2人以上：2人目以降1人につき最大11,350円を加算
問共通事項 ▼申請が必要 ▼原則として児童が18歳になった年の年度末までが対象 ▼申請者やその配偶者および同居する直系血族、兄弟姉妹の所得制限あり ▼児童が児童福祉施設(母子生活支援施設・通園施設など除く) などに入所の場合は対象外
問子ども支援課 ☎2998・9124

5月の休日漏水修繕当番店

日	当番店	電話番号	日	当番店	電話番号
2日(土)	(有)松本設備工業所	2922-5911	16日(土)	(株)木下商興	2948-1719
3日(日)	(有)石和設備工業	2993-8108	17日(日)	(有)平塚設備工業	2923-5778
4日(月)	(株)金子設備工業	2944-0515	23日(土)	(株)貫井産業	2993-0110
5日(火)	(有)平塚設備工業	2923-5778	24日(日)	(株)ヒロスイプラス	2941-5228
6日(水)	(株)ヒロスイプラス	2941-5228	30日(土)	上野管工(株)	2923-5890
9日(土)	(株)糟谷設備工業所	2923-8349	31日(日)	(株)糟谷設備工業所	2923-8349
10日(日)	城島設備工業(株)	2948-8737			

24時間受け付けしています。当番店に直接ご連絡ください。

6月1日(月)は自動車税の納期限

納税通知書を5月上旬に郵送します
問市管工事業協同組合 ☎2922・6185
☎2922・9614

ご意見・ご提案お待ちしております！ 市長タウンミーティング

テーマ：ゼロカーボン

市長が皆さまからのご意見や思いなどを伺う場、第31回「市長タウンミーティング」を開催します。「市長に思いを伝えたい」「市長に提案したい」皆さまのご参加をお待ちしています。

5月16日(土)午前10時30分～正午(午前10時開場)

場 とももと福祉の未来館
市内在住・在勤・在学の方
問 市民相談課 ☎2998-9092 ☎2998-9041



▲詳細は市庁をご覧ください。

- ▶会場に直接お越しください。
- ▶お子様同伴での入室ができます。一時預かり(1歳～就学前)を利用する場合は5月14日(木)午後5時15分までにご連絡ください。
- ▶会場には公共交通機関をご利用ください(駐車場が満車の場合があります)。



国民年金保険料の学生納付特例制度

20歳以上で本人の所得が一定額以下の学生は、申請により在学期間中の保険料の納付が猶予されます。申請は年度ごとに必要です。
猶予期間は、老齢基礎年金の受給に必要な期間に含まれますが、年金額には反映されません。10年以内であれば、保険料を追納できます。
問基礎年金番号またはマイナンバーが分かるもの、在学期間が分かる学生証の両面の写し(在学証明書の場合は原本)を市役所1階市民課、まちづくりセンター(並木・小手指分館を除く)、年金事務所に直接またはマイポータルから申請
問 代理人による申請は、代理人の本



スポーツ安全保険

人確認書類と委任状が必要です。
問 市民課(国民年金担当) ☎2998・9095、所沢年金事務所 ☎2998・0170
スポーツ・文化活動などを行う4人以上の団体
対象事故 国内での活動中の事故、活動への往復中の事故など
保険期間 加入日の翌日～令和9年3月31日(日)
費 800円～11,000円
問 スポーツ安全協会 ☎03・5510・0033



「経済センサス活動調査」に協力ください

6月1日時点で、全ての事業所を対象に総務省と経済産業省が実施する調査です。
問 文書行政課 ☎2998・9043

